

◎佐賀県条例第14号

佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県知事等の退職手当に関する条例（昭和56年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 任期を有する知事等の退職手当は、任期ごとに<u>支給する。</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 任期を有する知事等の退職手当の<u>支給は、任期ごとに行うこと</u> <u>ができる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。